業務及び財産の状況に関する説明書類 第44期 令和5年7月1日から令和6年6月30日まで

令和6年8月31日作成

監査法人名 栄監査法人

所 在 地 名古屋市中村区名駅 5-4-14

代表者 統括代表社員 横井陽子

一.業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

目的財務書類の監査又は証明の業務

沿革 昭和 56 年 7 月栄公認会計士共同監査事務所を改組して栄監査法人を設立し、出資金 500 万円。昭和 57 年 7 月に大阪事務所を開設して出資金を 600 万円とし、その後、新社員を得て現在の出資金は 2,120 万円となった。

2.無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別当法人は、無限責任監査法人

3.業務の内容

(1) 業務概要

・財務書類の監査又は証明

金融商品取引法・会社法監査 金融商品取引法監査 学校法人監査 労働組合監査 その他の法定監査

その他の任意監査

・ 財務書類の調製

- ・ 財務に関する調査又は立案
- ・ 財務に関する相談に応ずること
- (2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし

(3) 監査証明業務の状況

種 別	被監査会社等の数		
	総数	(内大会社等の数)	
金商法・会社法監査	10社	(10社)	
金商法監査	2 社		
会社法監査	5 社		
学校法人監査	3 社		
労働組合監査	1 社		
その他の法定監査	3 社		
その他の任意監査	10社		
計	3 4 社	(10社)	

会社法監査

(4) 非監査証明業務の状況

	総数	(内大会社等の数)
非監査証明業務	5 社	(0)

4.業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

経営の基本方針

中小監査法人を取り巻く環境は、激しく変化している。会計不正事案を契機として、会計監査の信頼性が求められ、様々な規制が強化される一方、上場会社の監査の担い手は広がり、中小監査法人の役割と期待はとても大きくなっている。このような環境のもと、当法人の存在意義は何かと考えると、規模を活かして丁寧に仕事をすることだと考えている。

「会計・監査のプロフェッションとしてクライアントの健全な企業経営を支援するとともに、国民経済の健全な発展に貢献する」という経営理念のもと、現場第一主義、継続的なチーム編成、経験豊富なメンバー構成という栄監査法人の強みを最大限に活かしながら、「クライアントに丁寧に向き合い、高いチーム力で、高品質な監査を」こころざしている。

経営の基本方針である「栄監査法人のこころざし」を達成するため、以下の取り 組みを行動指針としている。

- 1. 監査業務の品質を重視した組織の構築
 - 1-1. 何よりも、監査業務の品質を重視
 - 1-2. 品質を重視して業務に意欲的に取り組める人事制度を構築
- 2. 心理的安全性の高い監査チームの構築
 - 2-1. 率直な意見、素朴な質問、そして違和感の指摘を、いつでも、だれもが気 兼ねなく言えるチーム作り
- 3. クライアントに丁寧に向き合う風土の構築
 - 3-1. クライアントの話を、丁寧に聞いて、丁寧に説明することを重視

経営管理に関する措置

経営意思決定機関として、社員会及び人事・報酬委員会を組織し、法人の経営管理を組織的に実施している。また、社員職務規程により、職務権限に関する基準を明確にし、職務の効率的かつ円滑な遂行と責任体制の明確化を図っている。

法令遵守に関する措置

品質管理規程において、当法人及び専門要員が職業的専門家としての基準及び法令等を遵守することを定めている。また、社員会及び統括代表社員は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施することを明確に一貫して繰り返し示し、専門要員に周知している。さらに、法令違反行為等の防止と早期発見、法人内での自浄作用機能を目的として、内部通報及び監査ホットラインに関する仕組みを整備し運用している。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保(独立性の保持のための方針の策定)

品質管理規程において、当法人及び専門要員は職業倫理に関する規定及び倫理規則に定める各基本原則を遵守しなければならない旨を定めている。専門要員が、倫理規則等で定める独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎期定期的かつ必要に応じ、「職業倫理の遵守に関する宣誓書」及び日本公認会計士協会所定の「監査人の独立性チェックリスト」を使用して、職業倫理を遵守していること及び独立性が確保されていることを確認している。また、大会社等及び一定規模以上の関与先の監査業務について、長期的関与による馴れ合いを防止する趣旨から、その主要な担当者(業務執行社員、審査担当社員等)に対して、倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付けている。

業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の締結及び更新については、当該判断に重要な影響を及ぼす事項(監査の前提条件、関与先の誠実性、不正リスクを考慮したリスク評価、倫理規則等を遵守できるかどうか、業務を実施するための適正・能力・人的資源を有しているか等)を総合的に勘案した上で、社員会で承認している。

業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は、担当している職務内容、関与時間、社員考課の結果、業績、 法人への貢献度等を総合的に勘案し、人事・報酬委員会において社員の報酬 案を作成した上で、最終的には統括代表社員が決定している。

イ、社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

専門要員が日本公認会計士協会で定めるCPD必要単位数を履修していることを品質管理部において確かめている。また、日本公認会計士協会が提供する研修プログラム等を利用し、当監査法人として専門要員の受講を必須とするプログラム(当年度の基準等の改訂、インサイダー取引規制や独立性、その他コンプライアンスや情報セキュリティに関する研修など)を指定し、履修結果を確認している。

ウ.その他

監査責任者の選任は、監査業務への従事割合及び社員考課の結果を踏まえて、 人事・報酬委員会で決定している。社員考課は、事務所方針の理解、品質管理に関する能力及び職業倫理(独立性を含む。)の遵守等を考慮し、統括代表社員が決定している。社員以外の専門要員の人事考課は、関与社員が同様に実施し、人事考課の結果は、昇給、賞与及び昇格の決定に役立てている。

業務の実施及びその審査

ア、専門的な見解の問合せ

専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問い合わせを実施するための方針及び手続を 定めている。また、「問い合わせ事項一覧」において、具体的な問い合せ先、 問い合せの実施が必要となる具体的な事案を定め運用している。

イ.監査上の判断の相違の解決

監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、 監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方 針及び手続を定めている。

ウ. 監査証明業務に係る審査

原則として、全ての監査業務について監査計画及び監査意見形成のための監査業務に係る審査を行うこととし、審査に関する方針及び手続を定めている。審査の方式は、関与先ごとに審査担当者を選任する方式によっており、審査担当者は、当法人の社員であり、公認会計士の資格取得後、5年以上の監査実務経験を有する者とし、必要な知識、経験、能力、職位、独立性等を考慮して適格性を検討した上で、選任している。なお、慎重な判断を必要とする重要な事項については、社員会においても審議している。

エ.監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために 行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定めている。2023年7月以降開始の業務から、すべての監査業務において監査調書を電子化しており、最終的な整理期限後は監査チームが監査ファイルにアクセスできない仕組みを構築し、監査調書の不適切な変更を防止している。

業務の品質の管理の監視に関する措置

業務の品質の管理に関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めている。品質管理システムの日常的監視及び監査業務の定期的な検証によって発見された不備は、その影響を評価し是正措置を適時に実施している。品質管理システムの監視結果は、すくなくとも年に一度、社員会に報告されている。

業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任 の所在の明確化に関する措置

品質管理のシステムの整備及び運用に責任を有する者は、社員会で決定した品質 管理部長とし、統括代表社員が、当法人の品質管理に関する最終的な責任を負う こととしている。不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理部長として いる。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人の社員はすべて公認会計士であるため、特段の措置は講じていない。

(4) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査(品質管

理レビュ・)を受けた年月

令和6年1月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

監査チ - ム内での監査業務の適正な監視を日常的に行うこと

の業務を品質管理部が主管部門として点検を行う(定期的な検証)

上記については、「監査業務の定期的な検証チェックリスト」などの定期点検の チェックリストを使用すること

上記の状況、結果を統括代表社員が最終的に確認し、この業務が適切であることを確認している。

- 5. 公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。)又は他の監査法人との業務上の提携(法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。)に関する事項
 - (1) **当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称** 該当事項なし
 - (2) 当該業務上の提携を開始した年月 該当事項なし
 - (3) **当該業務上の提携の内容** 該当事項なし
- 6.外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項
 - (1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称 該当事項なし
 - (2) 提携を開始した年月 該当事項なし
 - (3) **業務上の提携の内容** 該当事項なし
 - (4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項なし

二.社員の概況

1.社員の数

公認会計士	特定社員	合 計
1 1人		11人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

今単体の夕秋	会業体の日的	合議体の構成		
合議体の名称 	合議体の目的 	公認会計士	特定社員	計
社員会	経営方針、業務方針の決定に関すること 業務の執行の適正を確保するための措置 重要な契約を行う場合の決定に関すること 社規、社則類を改廃する場合 新規関与先及び監査契約の継続に関する決定など	1 1人		1 1人
人事・報酬委員会	統括代表、総務部長及び品質管理部 長の合議により監査責任者を指名す るとともに、社員の報酬案を作成し、 透明性・客観性向上に資する事を目 的とする	3人		3人

三.事務所の概況

		7	当該事務所に	動務する者の	数
名称	所在地		社 員		公認会計士で
		公認会計士	特定社員	計	ある使用人の数
本部事務所	名古屋市中村区名駅 五丁目 4 番 14 号	10人		10人	2 1人
大阪事務所	大阪市中央区上本町西 五丁目 3 番 16 号	1人		1人	5人
計		11人		1 1人	2 6人

四.監査法人の組織の概要

組織図参照

五.財産の概況

1.売上高の総額

	第 43 期	第 44 期	
	令和4年7月1日~	令和5年7月1日~	
	令和 5 年 6 月 30 日	令和6年6月30日	
売上高 監査証明業務	302,952	344,445	
非監査証明業務	6,361	6,603	
合 計	309,313	351,048	

六.被監査会社等 (大会社等に限る)の名称

豊和工業(株)、徳倉建設(株)、東洋シヤッター(株)、(株) IK ホールディングスジャパンクラフトホールディングス(株)、シンクレイヤ(株)、(株)太平製作所、新東(株) 日本デコラックス(株)、ジャニス工業(株)

(単位:千円)

栄監査法人 組織図

2024.6.30

